

相続時精算課税制度

贈与税と相続税を一体化させた課税方式で、
65歳以上の親が、20歳以上の子供に生前贈与する場合、
2,500万円まで非課税とされ、それを超える場合には
一律20%税率の概算払い贈与税を申告・納付する制度です。

(贈与税は概算払い。相続税の申告で精算します。)

●この方式は相続税と贈与税を一体化して同一の親から受け取る財産については、生前贈与であると相続であると問わず、子供の方でまとめて扱うところが特徴です。

●たとえば父親から子供が生前贈与でもらっていた財産4,000万円は、父親が死亡して子供が残りの財産8,000万円を相続したときに、改めて相続財産に持ち戻してまとめて相続財産1億2千万円として相続税の計算を行い、生前贈与の際に子供が支払っていた贈与税は、ここで相続税から引いて精算する仕組みです。

相続時精算課税制度は贈与者ごとに適用

●適用できるのは、65歳以上の親から20歳以上(年齢は贈与の年の1月1日現在)の子である推定相続人(代襲相続人を含む)に財産を贈与する場合です。贈与者の父、母別に選択可能です。ただし、この制度を選択して贈与を受けた場合には、贈与を受けた人が、贈与税の申告期限(贈与を受けた翌年の3月15日)までに、その旨を記載した贈与税申告書を提出する必要があります。

●また、いったんこの相続時精算課税制度を選択すると、後で暦年課税方式に変更することはできません。先ほどの例でいえば、父親から子がもらう財産について一度、相続時精算課税方式を選ぶと、子が父親からもらう財産を110万円の基礎控除をベースにした暦年課税方式を再度選択できないのです。もっとも母親からの贈与については暦年課税方式を選択してもかまいません。

相続時精算課税方式の非課税枠は2,500万円

●これにより一度に大型贈与ができるようになります。また非課税枠を超える贈与の場合は、20%の一律税率が適用されます。このため、2,500万円を超える大型贈与をした場合でも、従来に比べ小さな負担で生前贈与が行えます。

たとえ 親から子が4,000万円の贈与を受けた後、親がなくなり8,000万円の相続財産を取得した場合(相続人は子だけとした場合)

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{生前贈与の額}}{\text{相続財産}} - \frac{\text{非課税枠}}{\text{生前贈与の額}} \times \text{一律} \frac{\text{生前贈与の贈与税}}{\text{相続財産}} = 300 \text{万円}$$

$$\textcircled{2} \quad 8,000 \text{万円} + 4,000 \text{万円} - \frac{\text{相続税の基礎控除}}{\text{精算課税の対象資産}} (5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times \text{相続人の数1}) = 6,000 \text{万円}$$

$$\textcircled{3} \quad \frac{\text{精算課税の対象資産}}{\text{相続税}} \times \frac{\text{P90相続税の速算表参照}}{30\%} - \frac{\text{控除額}}{\text{相続税}} = 1,100 \text{万円}$$

$$\textcircled{4} \quad 1,100 \text{万円} - \frac{\text{相続税}}{\text{生前贈与の贈与税}} - \frac{\text{納付税額}}{\text{生前贈与の贈与税}} = 800 \text{万円}$$

●相続時精算課税方式による生前贈与は、何回でもできます。100万円の贈与を25回行ったとしても贈与財産の総額は2,500万円の非課税枠内のため、贈与税はかかりません。

●この制度を選択して贈与を不動産などの現物で行った場合の課税価額は、贈与時点の時価とされます。あとで相続税の計算をする場合にも、生前贈与財産の課税価額は贈与時点の時価とされるため、贈与したあと値上がりする財産であれば、値上がり益に相続税は課税されません。また、贈与財産は、現金、預金、有価証券、不動産等種類を問いません。

相続時精算課税制度とはどんな制度ですか。